

電子申告義務化に関する 最近の動向と今後の取組

— 国税庁 長官官房 企画課・情報技術室 —



自宅から
ネットが便利
申告・納税

e-Tax

国税電子申告・納税システム

I e-Taxの概要

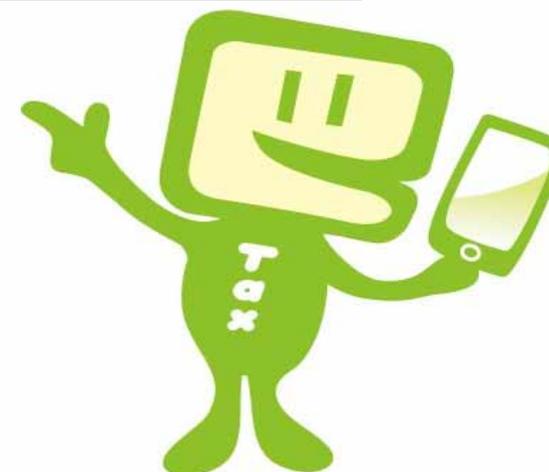
II 税務手続の電子化等の推進

○ 平成30年度税制改正における対応

(1) 大法人の電子申告義務化

(2) 申告書の電子化促進のための環境整備

III その他の電子化等の推進



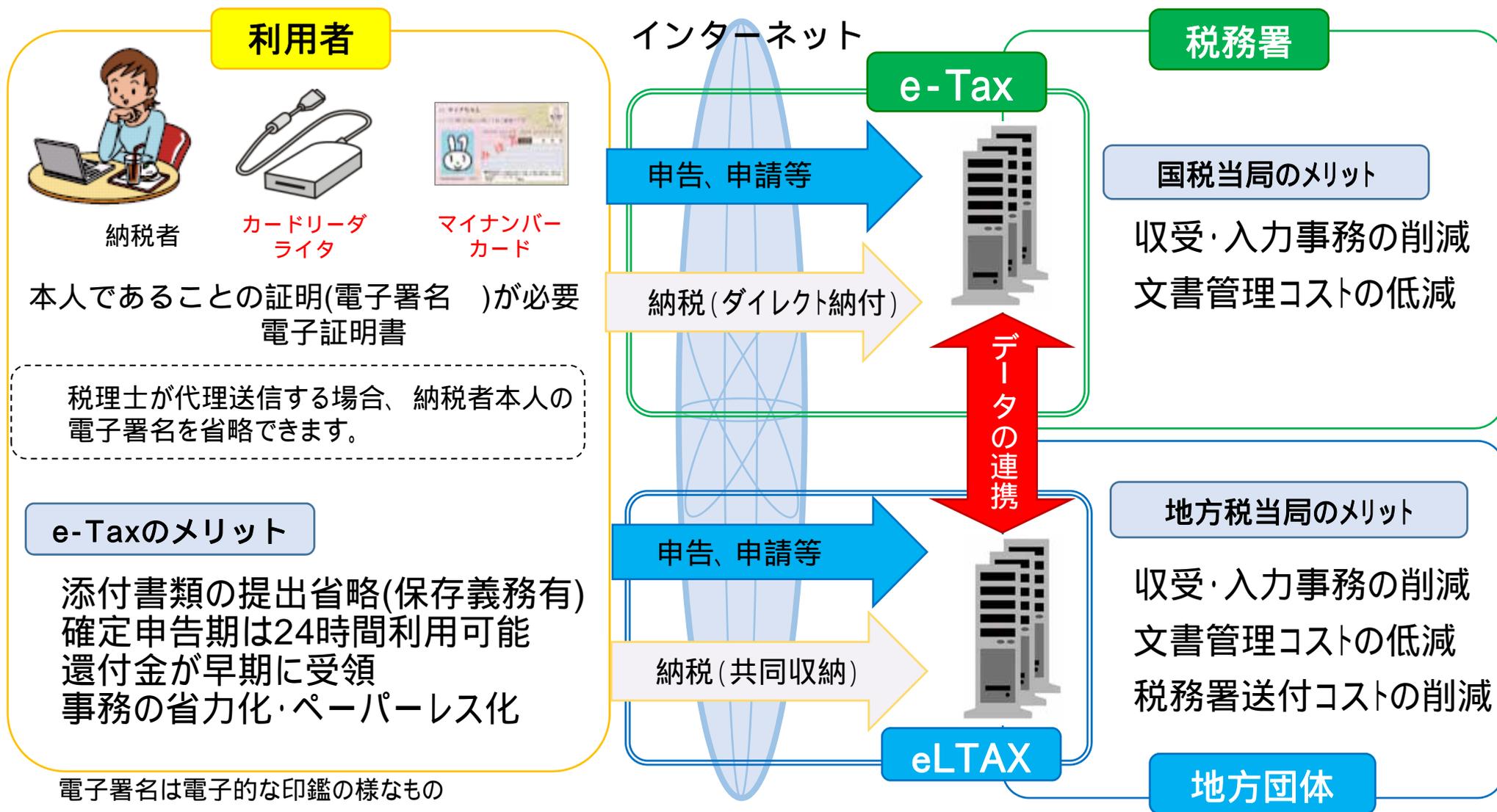
I e-Taxの概要

- 1 e-Taxの概要
- 2 e-Taxでできること
- 3 e-Taxのメリット
- 4 e-Taxの利用率の推移とこれまでの取組



1 e-Taxの概要

e-Taxを活用すれば、**税務署に出向くことなく**、自宅等から 申告、申請等から 納税まで可能。



電子署名は電子的な印鑑の様なもの

2 e-Taxでできること

申告

- ・ 所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税及び贈与税に係る申告

申請/ 届出等

- ・ 法定調書（合計表を含む）
- ・ 納税証明書の交付請求書
- ・ 青色申告の承認申請書
- ・ 事業年度を変更した場合等の届出書（異動届出書） など

納税

- ・ 全税目の納税（電子納税証明書の手数料納付を含む）
加算税などの附帯税や税額の一部納付も可能

各種 お知らせ

- ・ 申告に関するお知らせ
- ・ ダイレクト納付の利用者の方へのお知らせ
- ・ 振替納税のお知らせ
- ・ e-Taxを利用して還付申告を行われた方へのお知らせ など

相続税申告、所得税・消費税の準確定申告（死亡の場合）は、e-Tax対応について整備・検討中。

国税関係手続のうち、「過去3年間オンライン及び書面による申請等が一件もない手続」及び「今後、制度改正等によるシステム改修作業に要する費用に比して利用件数が少なく、今後もオンライン利用件数が改善する見込みがない手続」については、平成24年9月にオンライン利用が停止。

3 e-Taxのメリット

e-Taxのメリット

○ 納税者にとって

申告書等がデータ化されることによる事務処理全体の効率化、ペーパーレス化等
例えば、

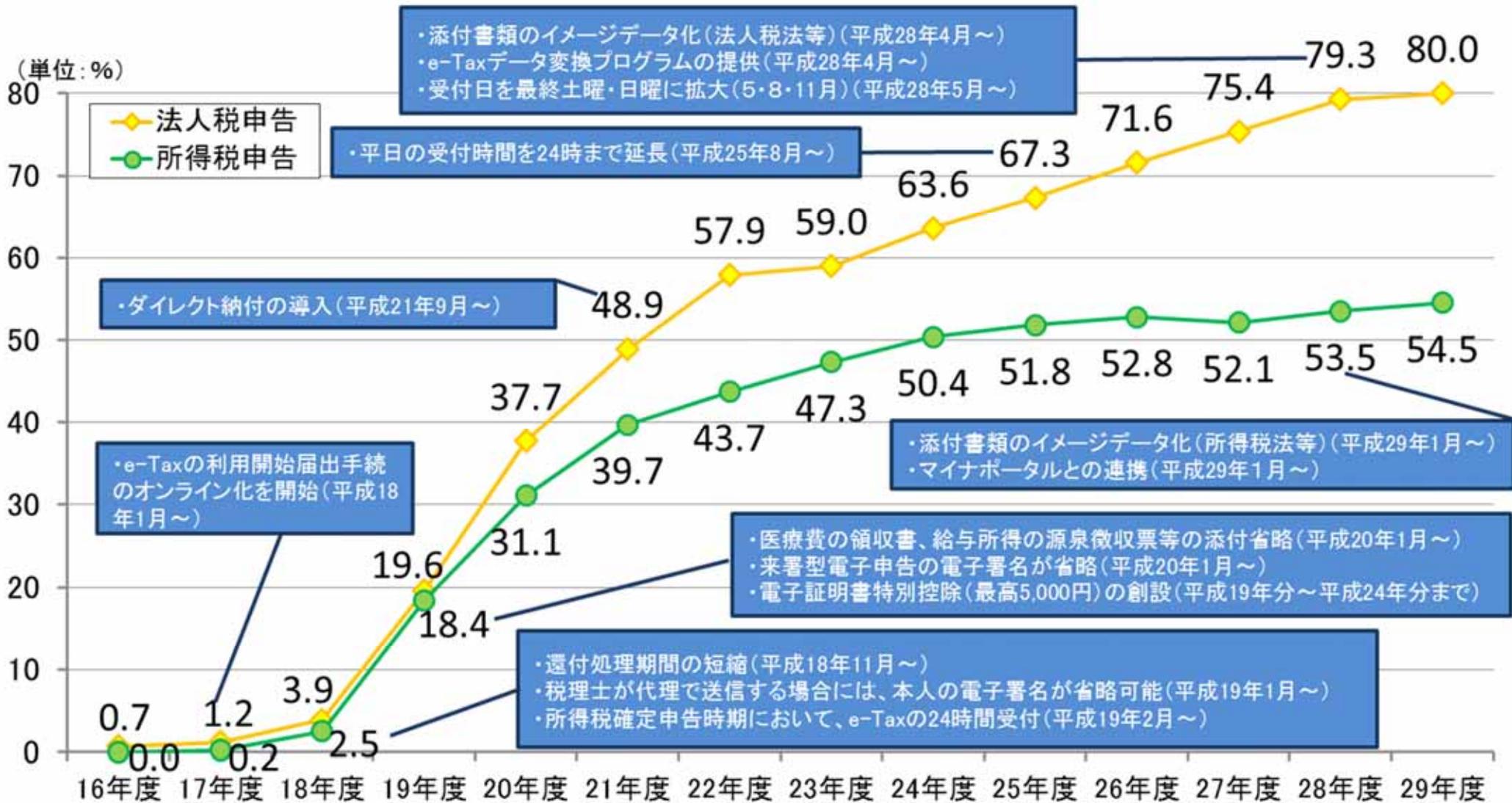
- ① 申告書提出に係る印刷費、交通費、郵送費の削減
- ② 税務関係書類の編てつ、保管スペース、廃棄業務の削減
- ③ 経理関係・税務関係手続全般の効率化、高度化
- ④ 計算機能等による計算誤りや入力誤りの防止
- ⑤ 還付金の早期受取(概ね3週間程度)

○ 税務行政にとって

申告書等がデータ化されることによる事務処理全体の効率化、ペーパーレス化
例えば、

- ① 申告書の收受・入力事務の削減
- ② 申告書の編てつ、保管スペース、廃棄業務の削減
- ③ 申告等情報のデータ化による課税・徴収事務の効率化、高度化
- ④ 地方税当局との間のシステム連携を通じた事務の効率化

4 e-Taxの利用率の推移とこれまでの取組

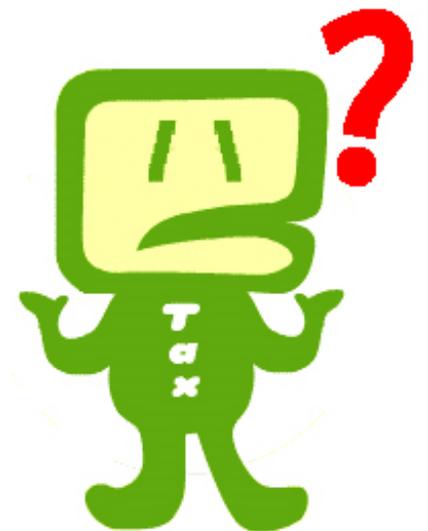


Ⅱ 税務手続の電子化等の推進

○ 平成30年度税制改正における対応

(1) 大法人の電子申告義務化

- ① 制度導入の背景
- ② 制度の概要



(1)① 制度導入の背景

日本再興戦略2016（抄）（平成28年6月2日 閣議決定）

日本再興戦略2016の基本的な考え方

（新たな規制・制度改革メカニズムの導入）

「世界で最もビジネスしやすい国」を目指して、更なる改革を進めるため、新たに二つの改革メカニズムを導入する。

（中略）

第2に、事業者目線での規制・行政手続コストの削減である。これまで、政府では、規制改革、行政手続簡素化、行政手続のIT化は、別々に進められてきた。しかしながら、事業者からすれば、全体としての規制・行政手続コストが、競争力を左右する要因であり、投資を国内で行うか海外に持っていか、の決定要素となる。このため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体として、事業者目線で規制・行政コスト全体を削減する、新たなメカニズムを導入する。

日本再興戦略2016の主要施策例

2．生産性革命を実現する規制・制度改革

（1）新たな規制・制度改革メカニズムの導入

（中略）

本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

規制改革実施計画（抄）（平成29年6月9日 閣議決定）

分野別実施事項

1．行政手続コストの削減

(1) 規制改革の観点と重点事項

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、事業者の生産性向上を後押しするため、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化及びIT化を一体的に推進し、行政手続コストを削減する。

(2) 個別実施事項

No.	事項名	規制改革の内容（抜粋）	実施時期	所管府省
1	規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進（行政手続コストの削減）	行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。	取組期間は平成31年度まで(事項によっては平成33年度まで)	全府省

(1)① 制度導入の背景

規制改革推進会議行政手続部会取りまとめ（抄）（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率100%。
中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）の利用率100%。
3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
電子納税の一層の推進
e-Taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

(1)① 制度導入の背景

「行政手続コスト」削減のための基本計画(抄) (平成29年6月29日財務省決定) (平成30年3月30日改定)

2 削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)

電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率100%

平成30年度(2018年度)税制改正において、大法人の法人税等の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、2020年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人、特定目的会社、国・地方公共団体を対象として、法人税・地方法人税・消費税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

併せて、申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化(ワンスオンリー化)、認証手続の簡便化等の見直しを行うこととした。

今後は、大法人の法人税・消費税のe-Tax利用率100%という目標達成に向け、電子申告が義務化されることに加え、上記の環境整備に関する取組についても周知を図る。

中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-Tax)の利用率100%

平成30年度(2018年度)税制改正において、大法人の電子申告義務化と併せて措置することとした申告データの円滑な電子提出のための環境整備策(提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化(ワンスオンリー化)、認証手続の簡便化等)は、中小法人にも適用される。

今後、中小法人の法人税・消費税のe-Tax利用率85%以上という目標達成に向け、こうした環境整備の周知も図りながら、税理士や未利用者への個別の利用勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による広報・周知等、e-Taxの普及に向けた取組を一層進める。

また、電子申告の義務化も含めた、中小法人の更なる利用率向上のための方策については、こうした環境整備の効果やe-Tax未利用法人の実態等を踏まえ、中小法人のICT環境も勘案しつつ、引き続き検討を行う。

(1)② 制度の概要

平成30年度与党税制改正大綱（抄）【平成29年12月14日決定】

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

税務手続の電子化等の推進

経済社会のICT化や働き方の多様化が進展する中、税務手続においても、ICTの活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図ることが重要である。

このため、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。

平成30年度政府税制改正大綱（抄）【平成29年12月22日閣議決定】

三 法人課税

4 税務手続の電子化等の推進

(1) 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

四 消費課税

4 税務手続の電子化等の推進

(1) 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

六 納税環境整備

1 申告手続の電子化推進のための環境整備

(1) 法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

(2) 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

(3) その他電子化促進のための環境整備

(1)② 制度の概要

電子申告義務化の概要（ 1 / 2 ）

1 対象税目^(注1)

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

2 対象法人の範囲^(注2)

(1) 法人税及び地方法人税

内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が1億円を超える法人

相互会社、投資法人及び特定目的会社

(2) 消費税及び地方消費税

(1)に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体

3 対象手続

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書（以下これらを総称して「申告書」という。）

（注1） 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化される。

（注2） 義務化対象法人には、人格のない社団等及び外国法人は含まれない。

(1)② 制度の概要

電子申告義務化の概要 (2 / 2)

4 対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

5 例外規定

電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合(注3)において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、納税地の所轄税務署長の事前の承認を要件として、法人税等の申告書及び添付書類を書面によって提出することが可能。

6 届出規定

電子申告の義務化の対象となる法人は、納税地の所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書(「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」)を提出することが必要。

7 適用日

平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

(注3) 電子的に提出することが困難であると認められる具体的な事例

区分	具体的なケース
災害	自然災害・サイバー攻撃・停電等により企業内のインターネット環境に障害が発生し、オンライン手続が一時的に不能となった場合
その他の理由	経営成績の悪化(経営破たん)等により、インターネットの利用契約を解除した場合

電子申告の義務化の対象法人一覧表

		法人の区分		法人税等	消費税等
内国法人	普通法人	株式会社等	資本金の額等が1億円超		
			資本金の額等が1億円以下	×	×
		受託法人(法人課税信託)		×	×
		相互会社			
		投資法人			
		特定目的会社			
	公共法人	国・地方公共団体			
		国・地方公共団体以外	資本金の額等が1億円超		
			資本金の額等が1億円以下		×
	公益法人等	資本金の額等が1億円超			
		資本金の額等が1億円以下		×	×
	協同組合等	資本金の額等が1億円超			
資本金の額等が1億円以下		×	×		
人格のない社団等			×	×	

(注) 1 資本金の額等の判定は事業年度開始の日で行う。

2 設立根拠法に

① その資本金又は出資金自体について規定されているもの、

② その資本金又は出資金の出資について規定されているもの、

③ 上記のほか、定款に出資持分に関する定めがあることを前提とした制度が規定されているもの

については、資本金の額又は出資金の額が1億円超か否かで対象を判定する。それ以外の法人は一律義務化の対象外。

3 連結納税が適用される法人税申告については、親法人が上記基準に該当すれば電子申告の義務化の対象。

なお、法人税で連結納税を適用している場合でも、消費税等の申告については、連結グループ内の個々の法人ごとに、上記基準により、電子申告の義務化の対象か否かを判定する。

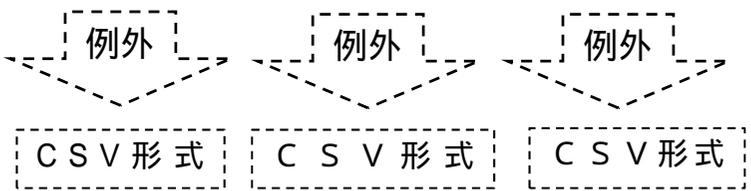
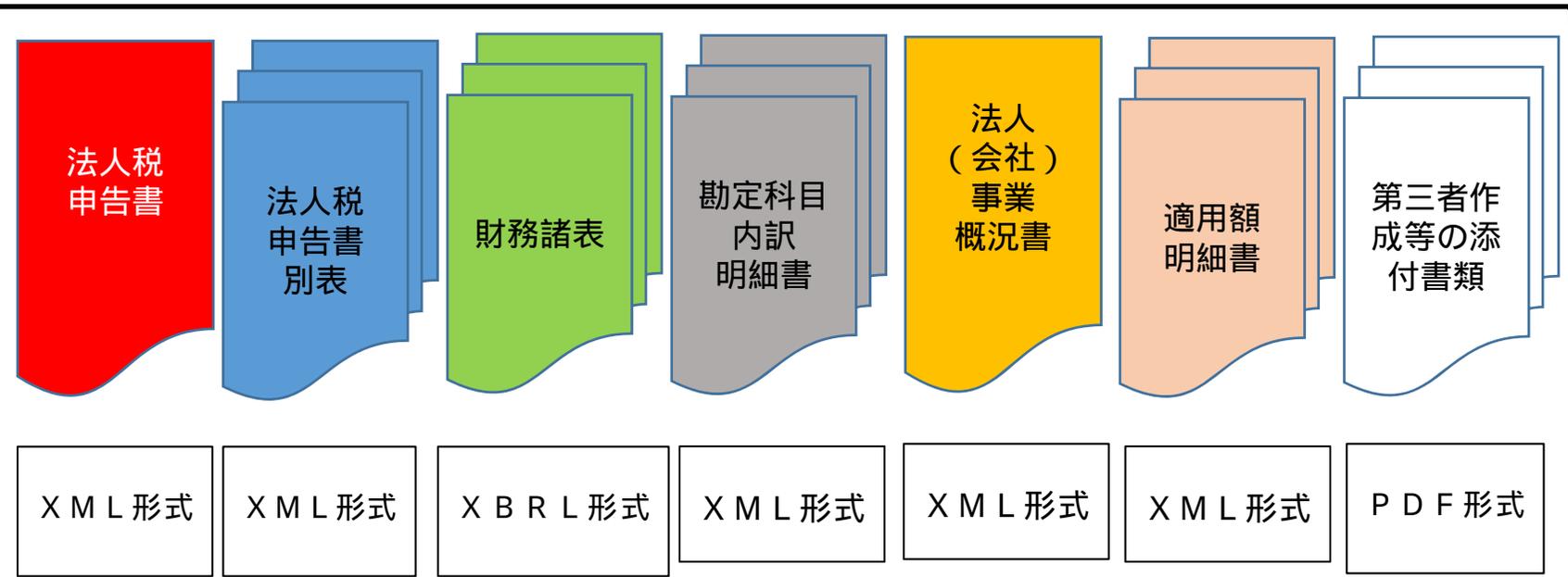
4 外国法人については電子申告の義務化の対象外。

(1)② 制度の概要

対象書類

法令上求められている書類 ← 義務化の対象

【法人税申告書の場合】
【原則（現行）】

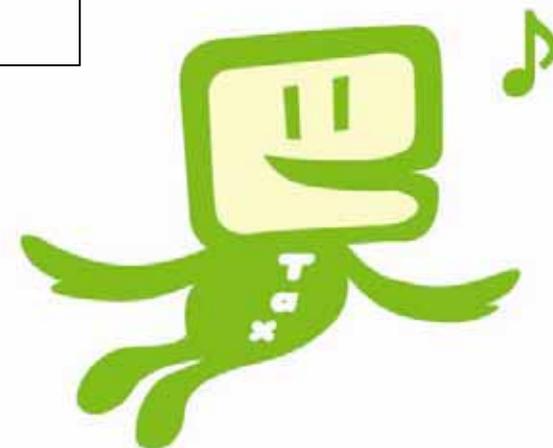


(注) システム対応時期が異なります。

Ⅱ 税務手続の電子化等の推進

○ 平成30年度改正における対応

(2) 申告書の電子化促進のための環境整備



－(2) e-Taxにおける利便性向上施策等

施策名	概要	適用開始時期(予定)
提出情報等のスリム化	イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化(全税目)	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	土地収用証明書等の添付省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】 ^() (法人税)	平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
	勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】 ^() (法人税)	平成31年4月以後終了事業年度の申告
データ形式の柔軟化	法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式)<国税庁が標準フォームを提供>(法人税)	平成31年4月以後の申告
	勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化(CSV形式)<国税庁が標準フォームを提供>(法人税)	平成31年4月以後の申告
	財務諸表のデータ形式の柔軟化(CSV形式)<国税庁が勘定科目コードを公表し、それを含んだ標準フォームを提供>(法人税)	平成32(2020)年4月以後の申告
提出方法の拡充	e-Taxの送信容量の拡大(全税目)	平成31年1月以後の申告
	添付書類の提出方法の拡充(光ディスクなどによる提出)(法人税、地方法人税)	平成32(2020)年4月以後の申告
提出先の一元化	連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【書面も同様】 ^() (法人税)	平成31年4月以後の加入・離脱等
	連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化(連結親法人が連結子法人の個別帰属額等の届出書をe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)	平成32(2020)年4月以後終了事業年度の申告
	財務諸表の提出先の一元化(財務諸表を法人税申告書に添付してe-Taxにより提出を行うことが前提)(法人税)	平成32(2020)年4月以後の申告
認証手続の簡便化	法人代表者の電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能(法人が納税者となる全税目)	平成30年4月以後の申請等(実施済)
	法人税等の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止し、代表者の記名押印制度の対象【書面申告も同様】 ^() (法人税、地方法人税)	平成30年4月以後終了事業年度の申告(実施済)
その他	e-Tax受付時間の更なる拡大(全税目)	平成31年1月以後の申告
	法人番号の入力による法人名称等の自動反映(法人が納税者となる全税目)	平成31年4月以後の申告
	法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除(法人税、地方法人税)	平成32(2020)年3月以後の申告

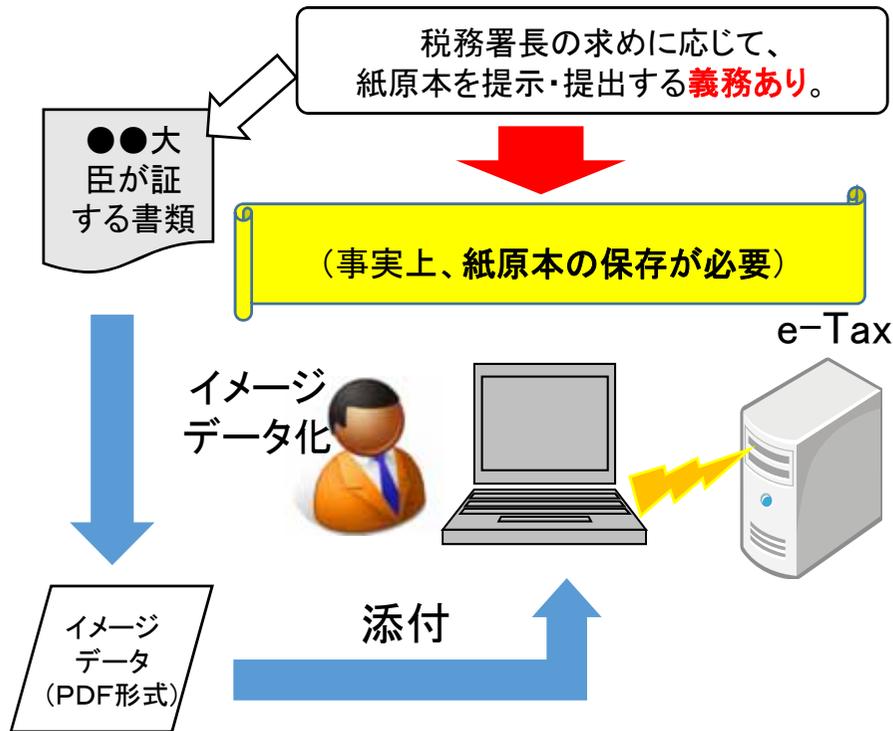
【書面申告も同様】又は【書面も同様】と記載のあるものは、電子申告が義務化されていない中小法人等が行う書面申告等の場合であっても適用される制度。

イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

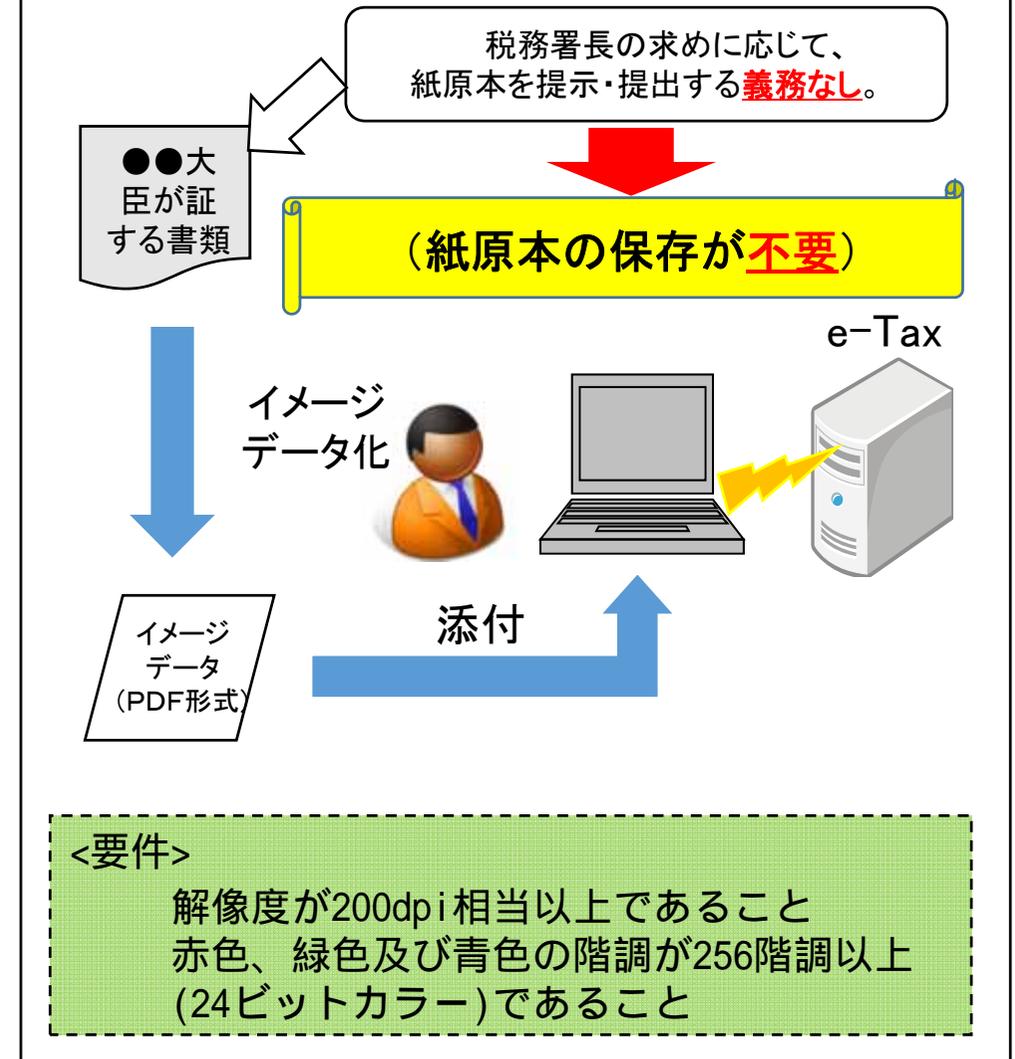
【概要】

第三者作成の添付書類をイメージデータ(PDF形式)で送信しても、その紙原本を5年間、保存することが必要であったが、その保存を要しないこととする。

改正前



改正後



②土地収用証明書等の添付の省略(保存義務への転換)【書面申告も同様】

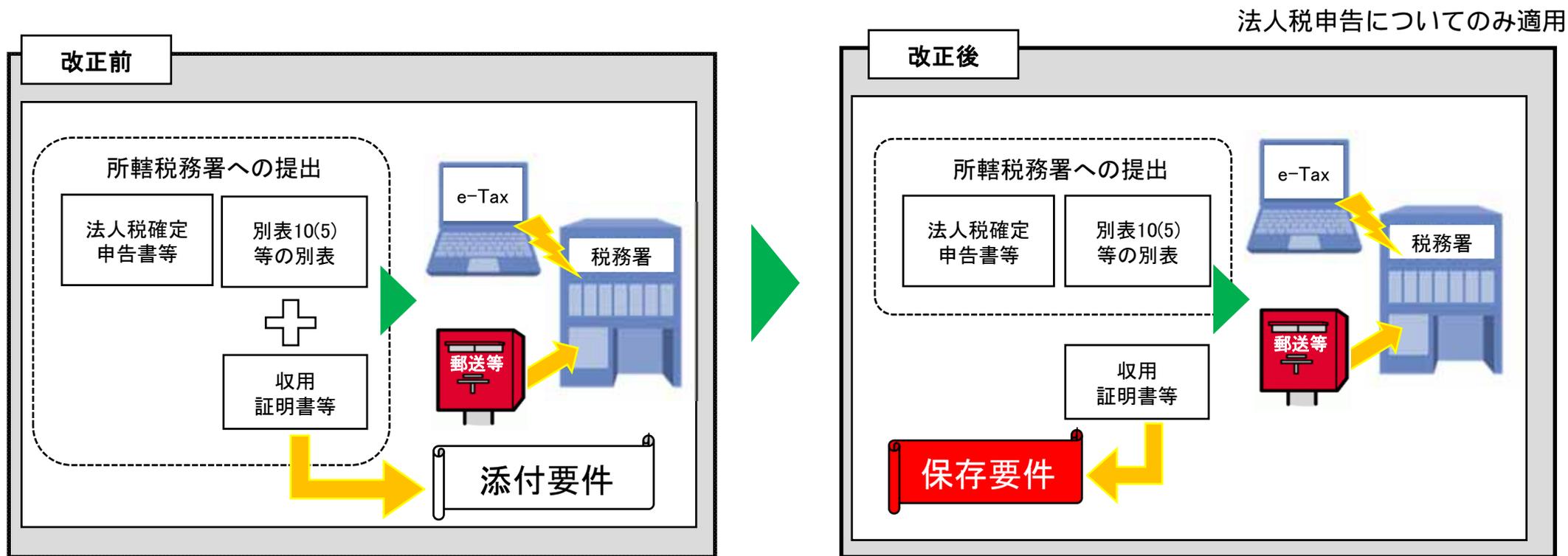
【概要】

法人税確定申告書等に添付することとされている土地収用に関する証明書などの第三者作成書類について、添付することに代えて保存することにより制度の適用を認めることとする。

<対象となる措置>

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例
 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例

収用換地等の場合の所得の5,000万円特別控除
 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の2,000万円特別控除
 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の1,500万円特別控除



<対象となる添付書類(例)>

収用等証明書、特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書、公共事業用資産の買取り等の申出証明書 等

③勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

【概要】

勘定科目内訳明細書について、記載省略基準の柔軟化（件数基準の創設）、記載単位の柔軟化などの見直しを行う。

見直し前

売掛金（未収入金）の内訳書

科 目	相 手 先		期 末 現 在 高			摘 要
	名 称(氏名)	所 在 地(住所)	百 万	千	円	

売掛金（未収入金）の内訳書では、記載要領において、
 期末現在残高が50万円以上であれば、全て記載相手先単位での記載（名称、所在地別）
 等を定めている。
 （他の勘定科目内訳明細書においても上記のように記載要領が定めている。）

見直し後

売掛金（未収入金）の内訳書

科 目	相 手 先		期 末 現 在 高			摘 要
	名 称(氏名)	所 在 地(住所)	百 万	千	円	

記載すべき相手先が100件超の場合、①又は②の記載方法によることも可能とする。

売掛金（未収入金）や買掛金（未払金・未払費用）など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、上位100件のみを記載する方法

受取手形の内訳書など、記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、支店・事業所別の合計金額を記載する方法

上記の見直しのほか、次の事項について記載内容の簡素化を図る予定。

- ・貸付金及び受取利息の内訳書の「貸付理由」欄並びに借入金及び支払利子の内訳書の「借入理由」欄等を削除する。
- ・雑益、雑損失等の内訳書における固定資産売却損益に係る記載を不要とする。
- ・仮払金(前渡金)の内訳書、仮受金(前受金・預り金)の内訳書の「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し、自由記載とする。

○ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化事項一覧

内訳書名 変更内容	預貯金等	受取手形	売掛金	仮払金	貸付金及び受取利息	棚卸資産	有価証券	固定資産	支払手形	買掛金	仮受金	源泉所得税	借入金及び支払利子	土地の売上高等	売上高等の事業所別	役員給与等	地代家賃等	工業所有権等	雑益、雑損失等
	A 記載内容の見直し												-			-	-		
B 記載単位の柔軟化	-					-	-	-				-		-	-	-	-	-	-
C 記載項目の削除等	-	-	-						-	-		-		-		-	-	-	

<変更内容の詳細>

記載すべき件数が100件を超える場合（ については記載件数が多い場合）に、A又はBの記載によることも可能とします。

A 記載内容の見直し

記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、記載件数が100件を超える場合（ については記載件数が多い場合）には、上位100件のみ（ については上位20件のみ）を記載する方法

...新たに記載基準を設けるもの

...現行の金額基準に加えて新たに記載基準を設けるもの

B 記載単位の柔軟化

記載単位を（取引等の）相手先としている勘定科目を対象に、自社の支店、事業所別等の合計金額を記載する方法

C 記載項目の削除等

A、Bのほか、以下の項目について、記載項目の削除等を行う。

「仮払金」及び「仮受金」.....「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し自由記載化。

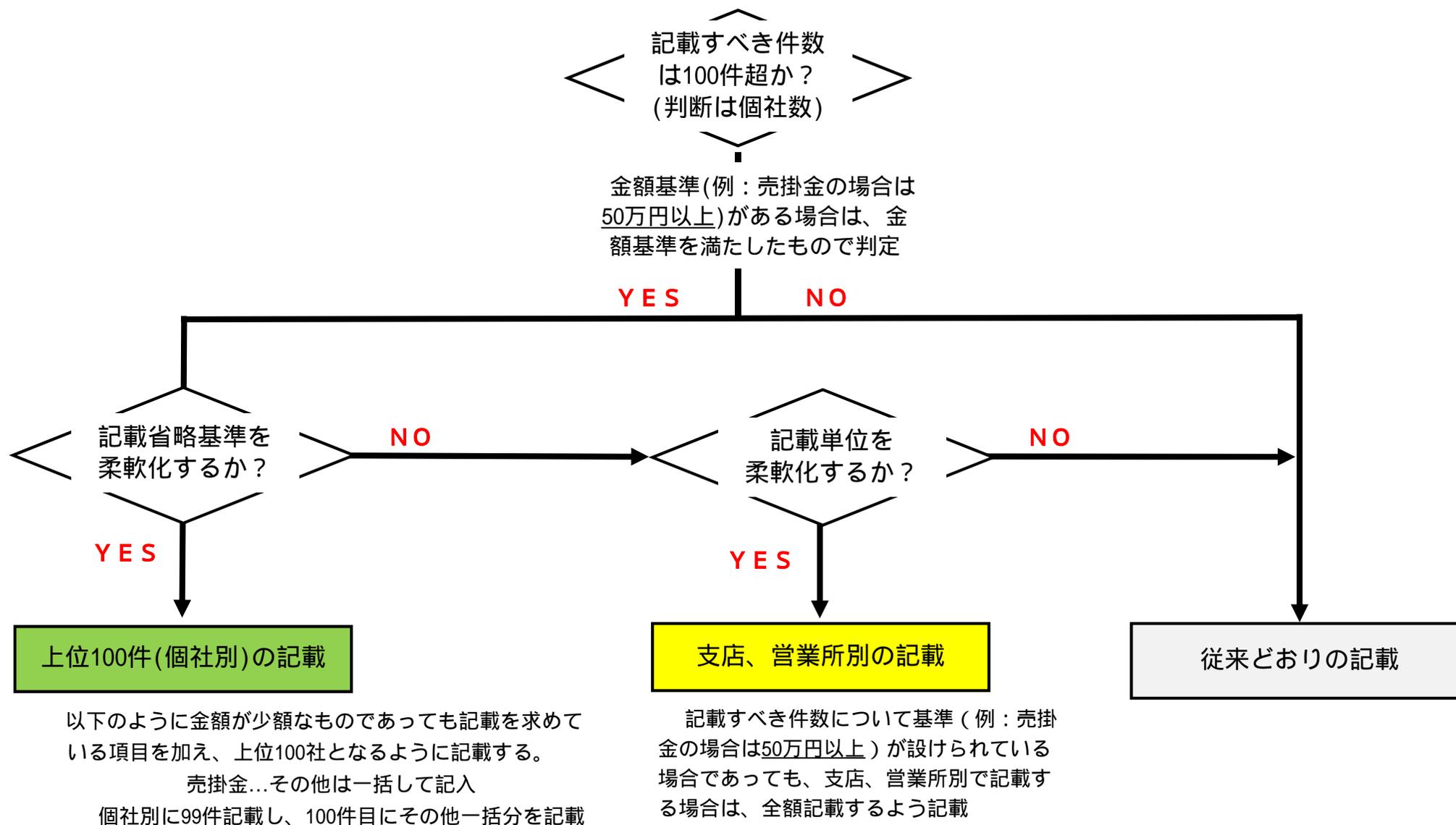
「貸付金及び受取利息」及び「借入金及び支払利息」...「貸付理由（借入理由）」欄の削除

「棚卸資産」.....「期末棚卸の方法」欄の削除

「売上高等の事業所別」.....「使用建物の延面積」欄の削除

「雑益、雑損失」.....「固定資産」に記入している場合には、記載省略可能とする。

勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化の考え方



法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化(CSV形式)

【概要】

別表のうち明細記載を要する部分(注)や勘定科目内訳明細書について、現状のデータ形式(XML形式)に加え、CSV形式による提出を可能とする(国税庁から標準フォームを提供)。

(注) 所得税額の控除に関する明細書(別表6(1))など
財務諸表についても同様の施策を実施

見直し前

企業内のデータをXMLに変換するための調整作業が煩雑。
また、記載量が多くなる場合には、複数回数、同一の別表等を作成する必要が生じ、非効率。

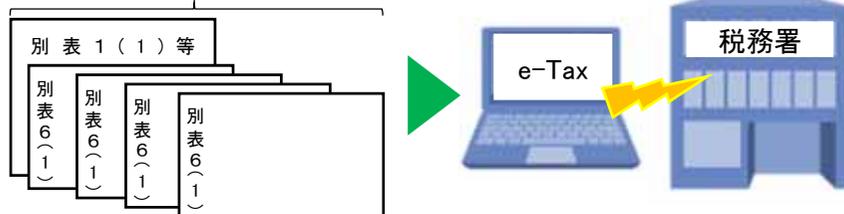
所得税額の控除に関する明細書

銘柄	収入金額	所得税額	配当等のうち左記のうち所有期間が控除を受ける
...

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金額の分配(みなし配当等を除く。)、譲渡投資債権(合同譲渡債権、公社投資債権及び公社債等譲渡投資債権を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差に係る控除を受ける所得税額の計算

銘柄	収入金額	所得税額	配当等のうち左記のうち所有期間が控除を受ける
...

XMLデータ



見直し後

企業内データを変換するための作業が軽減される。記載量が多くなる場合でも、複数回数、同一別表を作成不要。

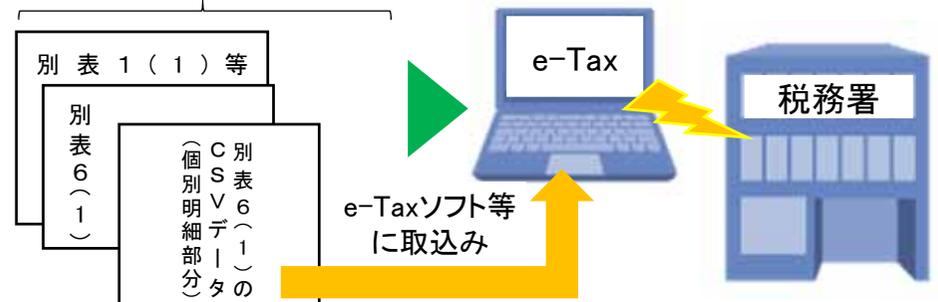
<Excelでの作成イメージ>

銘柄	収入金額	所得税額	配当等のうち左記のうち所有期間が控除を受ける
A証券	1000000	30000	12 8 67% 20100
B証券	800000	10000	12 12 100% 10000
C証券	2000000	100000	12 3 25% 25000

CSV化(※)

※ CSVデータ作成用の標準フォーム(Excel)を提供予定。

XMLデータ + CSVデータ



財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV形式） < 国税庁が勘定科目コードを公表 >

【概要】

財務諸表について現状のデータ形式（XBRL形式）に加え、CSV形式による提出を可能とする（国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供）。

「財務諸表の提出先の一元化」と同時期に実施。

改正前

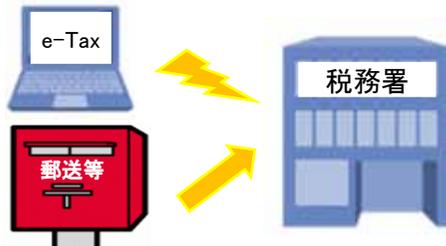
作成した財務諸表をXBRL形式に変換するための調整作業が煩雑（例えば、使用するソフトウェアに適合するように勘定科目の順番や名称を変更する等の作業が必要）であり、財務諸表を書面で提出しているケースがある。

○ 法人が作成した損益計算書

<法人使用の勘定科目>		<e-Tax上の勘定科目>	
東京支店売上高	300,000	⇒	フランチャイズ売上高
大阪支店売上高	200,000	⇒	フランチャイズ売上高
その他売上高	100,000	⇒	賃貸収入
売上高合計	600,000	⇒	600,000
期首商品棚卸高	50,000		
当期商品仕入高	100,000		
合計	150,000		
期末商品棚卸高	50,000		100,000
売上総利益			500,000

別表1(1)等

財務諸表



改正後

CSV形式による提出を可能とすることにより、財務諸表をデータ変換するための調整作業が軽減

<Excelでの作成イメージ>

法人使用勘定科目	国税庁が提供する勘定科目コード	金額
売掛金	A100003	100000
子会社売掛金	A100004	200000
工場	A100005	2000000

CSV化
()

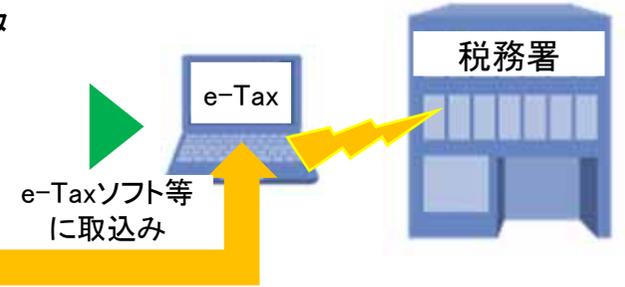
※ CSVデータ作成用の標準フォーム (Excel) を提供予定 (勘定科目コードも含んだもの)。

企業開示において標準的に使用されている勘定科目（約6,400）ごとに国税庁が勘定科目コードを策定・公表する。
民間ベンダーに対しては、ソフトウェアの開発に際し、この勘定科目コードも採用するよう要請。

XMLデータ + CSVデータ

別表1(1)等

財務諸表の
CSVデータ



～ CSV形式作成イメージ

Excelを使って入力

The screenshot shows the Microsoft Excel interface. The ribbon includes 'ファイル', 'ホーム', '挿入', 'ページレイアウト', '数式', 'データ', '校閲', '表示', and '開発'. The active cell is D17. The table below is the main content:

	A	B	C	D	
1	別表六(一)所得税額の控除に関する明細書				
2	個別法による場合				
3	銘柄	7 収入金額	8 所得金額	9 配当の計算期間	10 (9)のうち
4	A社	1,000,000	150,000		12
5	B社	1,500,000	320,000		12
6	C社	2,500,000	465,800		12
-	D社	5,000,000	816,800		12

Vertical ellipsis follows the table.

上記のExcelは、別表6(1)をイメージしたもの。



名前を付けて保存

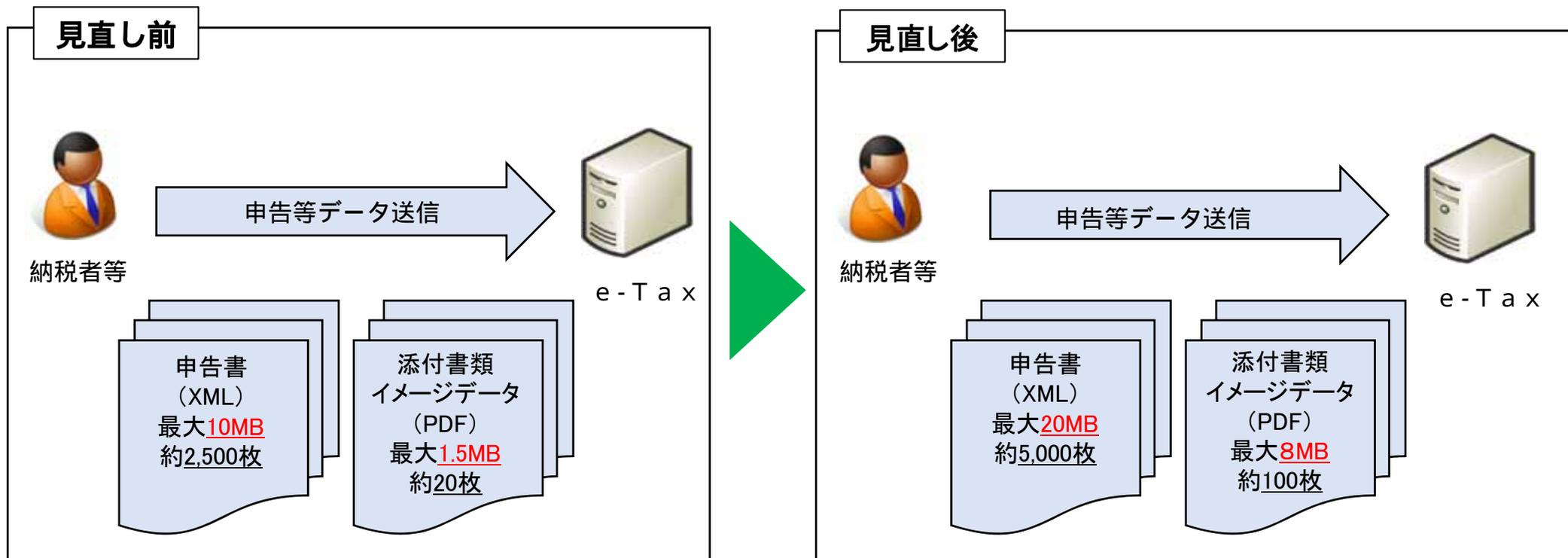
The screenshot shows the '名前を付けて保存' (Save As) dialog box. The 'ファイル名(N):' field contains 'Book1.xlsx' and the 'ファイルの種類(T):' dropdown is set to 'Excelブック(*.xlsx)'. A dashed box highlights the '作成' (Create) section with the text: '必要事項を入力後、保存する際に、「ファイルの種類」のリストボックスから「CSV(カンマ区切り)(*.csv)」を選択'. A red arrow points from this text to the 'CSV(カンマ区切り)(*.csv)' option in the file type list. The list also includes 'Excelブック(*.xlsx)', 'Excel マクロ有効テンプレート(*.xltx)', 'Excel 97-2003 テンプレート(*.xlt)', 'テキスト(タブ区切り)(*txt)', 'Unicode テキスト(*.txt)', 'XML スプレッドシート 2003(*.xml)', 'Microsoft Excel 5.0/95 ワークブック(*.xls)', 'テキスト(スペース区切り)(*prn)', and 'RTF(*.rtf)'. A blue arrow points from the dialog box to the final completion bar.

CSVファイルに変換完了

e-Taxの送信容量の拡大

【概要】

送信1回当たり、申告書についてはXML形式で現状の**2倍**の20メガバイト（5,000枚程度）、添付書類についてはイメージデータ（PDF形式）で現状の**約5倍**の8メガバイト（100枚程度）の送信容量とする。



XML形式はA4版1枚当たり4キロバイトで、イメージデータ（PDF形式）はA4版1枚当たり75キロバイトで換算

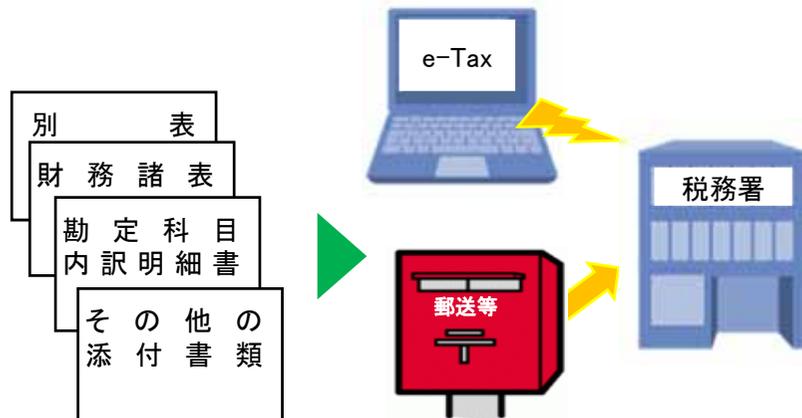
添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

【概要】

別表の一部、財務諸表、勘定科目内訳明細書、その他の第三者作成書類等の添付書類について、光ディスク等による提出を可能とする。

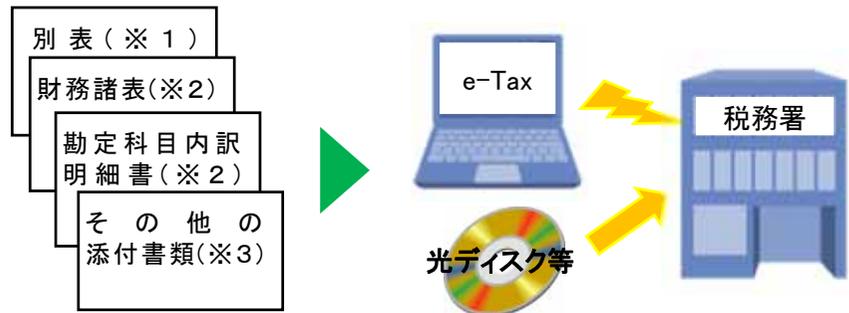
改正前

申告データ等の提出方法がオンラインのみによることとされているため、申告データ等の容量が大きくなる場合には、書面で提出される傾向。



改正後

送信容量の制約により、大容量の申告データ等を送信できない場合等でも、光ディスク等による提出が可能。



<光ディスク等により提出が可能なデータ形式等>

※1 別表等の明細記載部分(CSV形式)

※2 財務諸表・勘定科目内訳書(CSV形式)

※3 第三者作成書類等(イメージデータ(PDF形式))

(注) 法人税等の申告書別表のうち、e-Taxによる提出ができないものについては、イメージデータ(PDF形式)での提出も認められます。

連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化【書面も同様】

【概要】

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書、完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類、連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とする。

改正前

連結親法人 所轄税務署への提出

連結納税の承認申請書

連結納税の承認申請書
(次葉)

税務署

連結子法人 所轄税務署への提出

連結納税の承認申請書を提出した旨の届出書

税務署

改正後

連結親法人 所轄税務署への提出

連結納税の承認申請書

連結納税の承認申請書
(次葉)



税務署

連結子法人 所轄税務署への提出

提出不要

~~連結納税の承認申請書を提出した旨の届出書~~

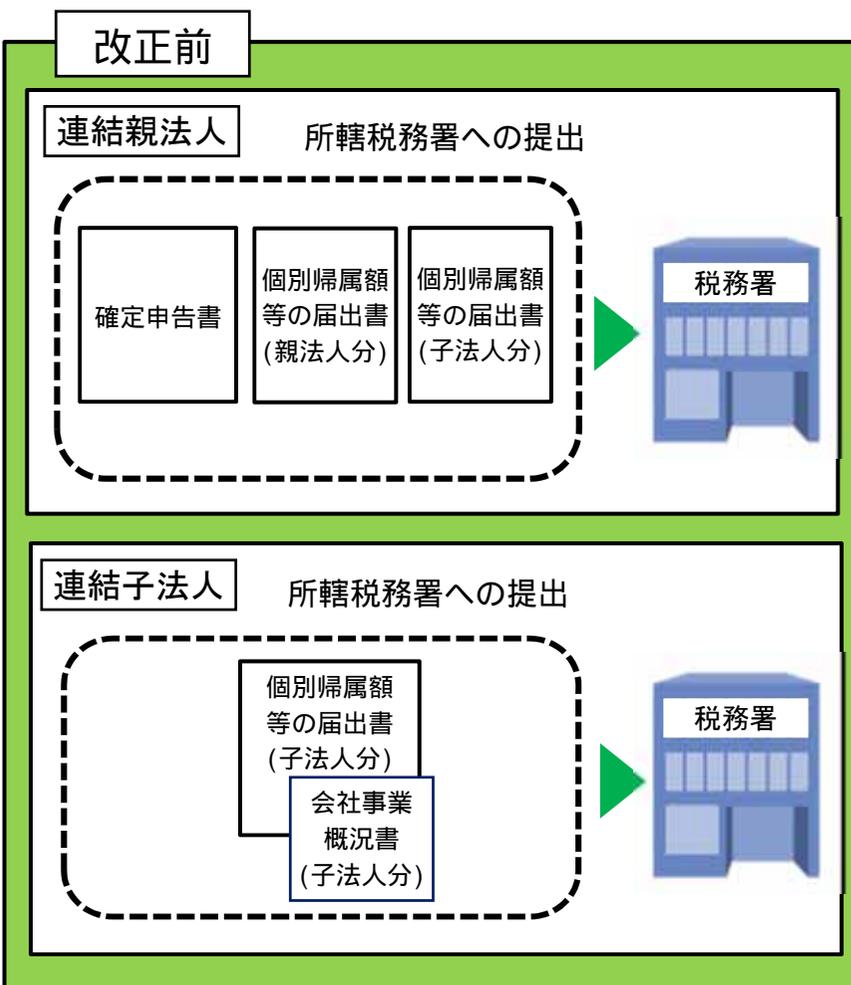
税務署

連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

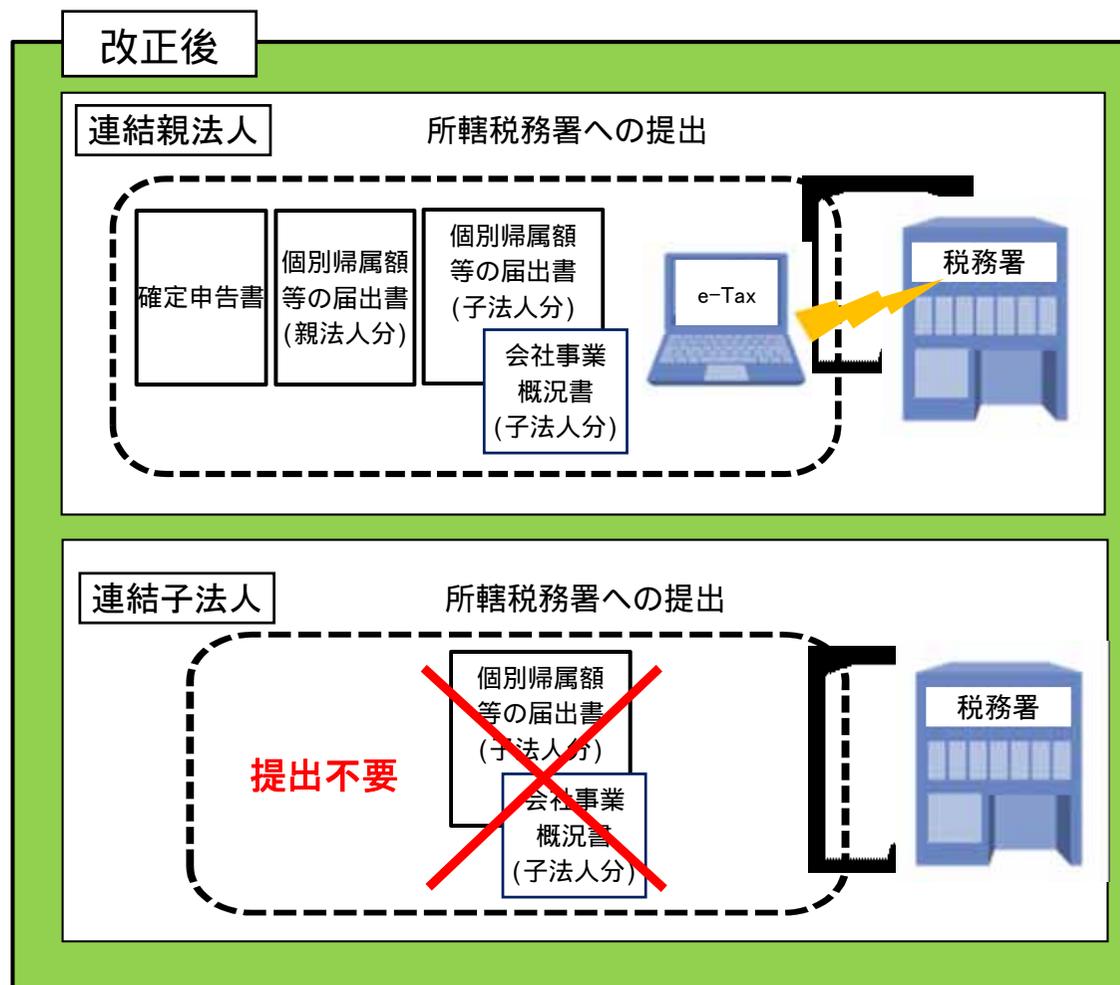
【概要】

連結子法人の個別帰属額等の届出について、連結親法人が連結子法人の個別帰属額等をe-Taxを使用する方法又は当該個別帰属額等を記録した光ディスク等を提出する方法により当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提供した場合には、連結子法人が当該個別帰属額等を記載した書類を当該連結子法人の本店等の所轄税務署長に提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする。

改正前



改正後



財務諸表の提出先の一元化

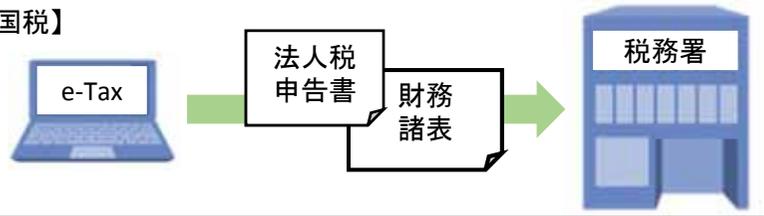
【概要】

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。

改正前

法人税の申告、法人事業税の申告それぞれにおいて、財務諸表の提出が必要であるため、同じ財務諸表を税務署及び地方自治体それぞれに提出する必要がある。

【国税】



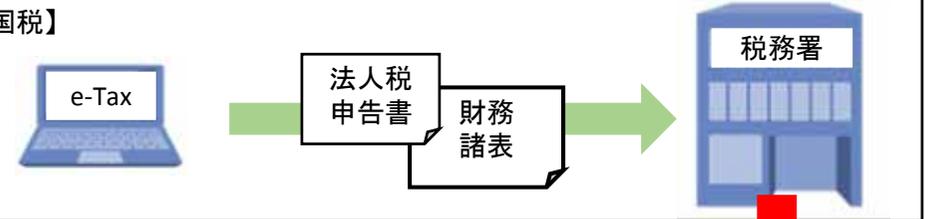
【地方税】



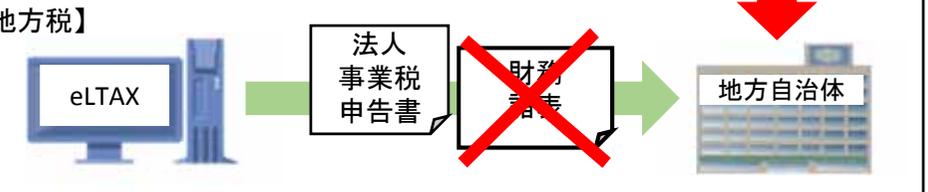
改正後

国税・地方税当局間の情報連携（バックヤード連携）により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とする。

【国税】



【地方税】



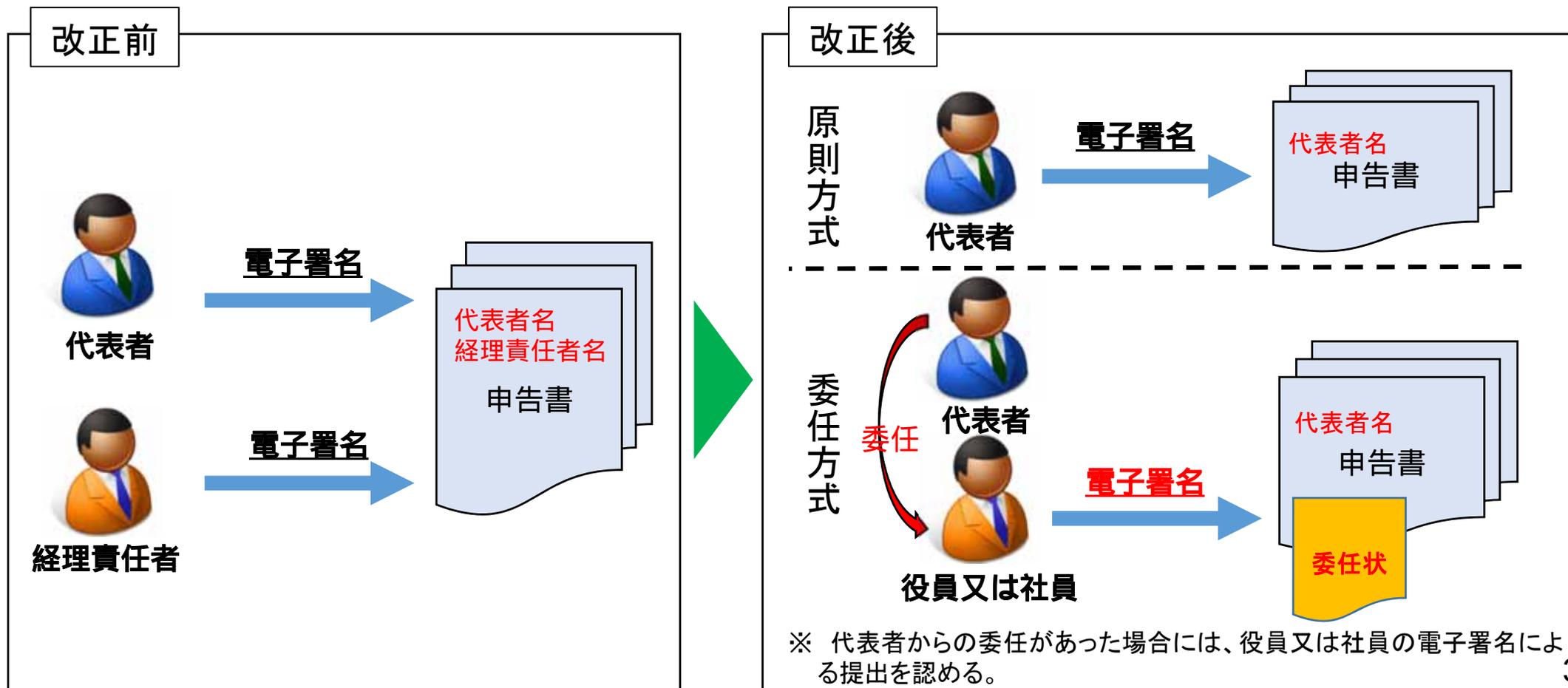
法人納税者の認証手続の簡便化

【概要】

平成30年度税制改正前は、法人税等の申告書については、法人税法第151条の規定により、代表者及び経理責任者の自署・押印が必要とされているところ。電子申告にあっては、原則、代表者及び経理責任者の電子署名及び電子証明書を併せて送信することが必要とされていた。

平成30年度税制改正後は、法人税法第151条が改正され、代表者及び経理責任者の自署・押印は不要となり、法人税等申告書を電子申告する場合には、経理責任者の電子署名及び電子証明書が不要となった。

また、法人が行う電子申告については代表者の電子署名に代えて、当該代表者から委任を受けた当該法人の役員又は社員の電子署名によることも可能となる(委任状を添付することが必要。)。



e-Tax受付時間の更なる拡大

【概要】

e-Tax受付時間について、確定申告期間の土日も含む24時間受付及び5月、8月、11月の最終土日の受付（8:30～24:00）など順次拡大を図っているところ、平成31年1月からのe-Tax受付時間については、メンテナンス期間除き、平日（月曜日～金曜日）は通年で24時間、毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日（8:30～24:00）に拡大を図る。

見直し前



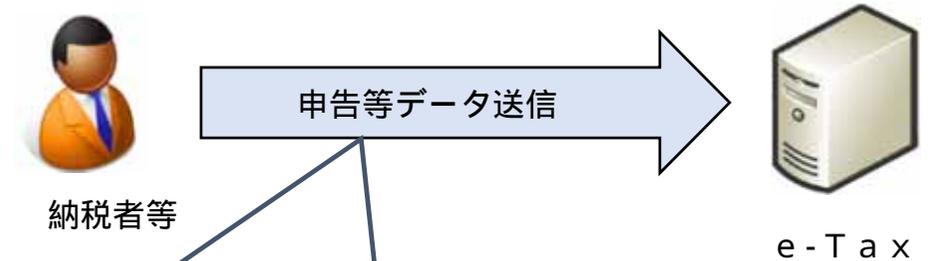
【受付時間】

月曜日～金曜日
（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
8時30分～24時
5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日
8時30分～24時
確定申告期間
24時間

メンテナンス期間除く。

見直し後

【平成31年1月～】



【受付時間】

月曜日～金曜日
（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）
24時間
毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日
8時30分～24時
確定申告期
24時間

メンテナンス期間除く。

⑯法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

【概要】

総務省と連携して、民間ソフトベンダーへの仕様公開方法の改善や法人税申告情報のインポート機能の実装等を通じて、法人税及び地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の電子申告における共通入力事務の重複排除に向けて取り組む。

地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の電子申告手続時において、複数自治体への申告に共通する事項の重複入力の排除の実現が前提

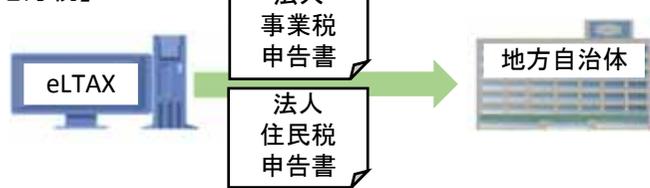
見直し前

法人税の申告、地方法人二税の申告は税務署及び地方自治体それぞれに行う必要がある。

【国税】



【地方税】

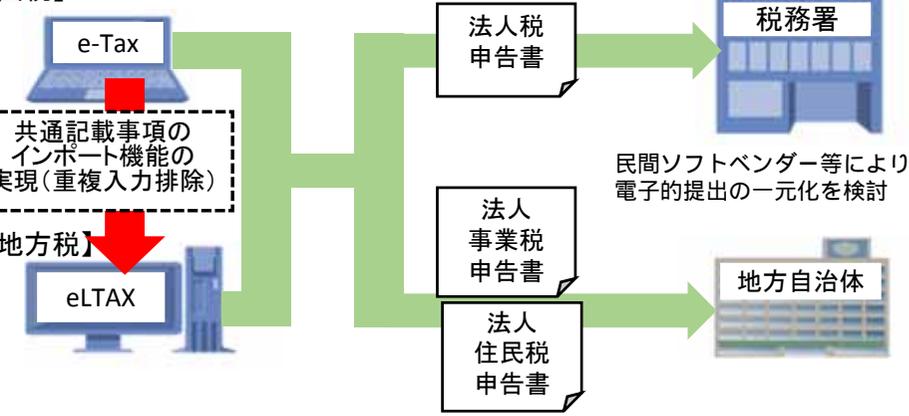


見直し後

※施策の実現に向けて、国と地方の情報連携等を推進

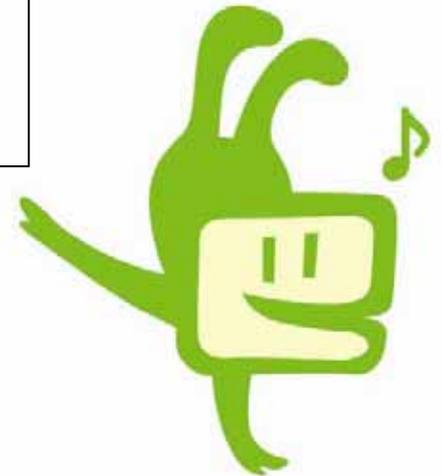
- ・e-TaxとeLTAXの仕様の共通化
- ・e-TaxソフトとeLTAXソフトとの連携機能の実装等

【国税】



Ⅲ その他の電子化等の推進

- (1) 電子納税の一層の推進
- (2) e-Taxの使い勝手の大幅改善
- (3) 地方税との情報連携の徹底



- (1) 電子納税の一層の推進

イ e-Taxの申告情報(納付税額等)の自動引継機能の整備【2017年6月実施】

納付手続の簡便化の観点から、インターネットバンキング等を通じたオンライン納付について、ダイレクト納付と同様に、e-Taxによる申告情報をシステム上で自動的に引き継ぐ機能を実装した。

ロ ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録【2018年1月実施】

ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とした。

ハ ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充【2019年1月実施予定】

ダイレクト納付を利用することで、予納(納期限前にあらかじめ納付を行うこと)を定期的に均等額で行うことや任意のタイミングで行うことを可能とする。

(参考) コンビニ納付の利用手段の拡充【2019年1月実施予定】

自宅等において納付に必要な情報(税目や税額など)をいわゆる「QRコード」として出力し、当該「QRコード」を用いてコンビニ納付を行うことを可能とする。

- (2) e-Taxの使い勝手の大幅改善

○ 法人納税者のe-Taxメッセージボックスの閲覧方法の改善【2019年3月実施予定】

法人納税者がe-Taxを利用する際、経理担当者が申告書等を作成・送信し、給与担当者が従業員の源泉徴収票を作成・送信するなど、部署単位で手続を行っている場合において、現状、メッセージボックスがどの部署でも閲覧可能な状態を改め、部署単位で情報を管理できるようメッセージボックスの閲覧方法の改善を行う。

○ 個人納税者の認証手続の簡便化【2019年1月実施予定】 ⇒ 次ページ参照

○ マイナポータルの利便性の向上

・ マイナポータルからe-Taxへのシームレスな認証連携【2017年1月実施済み】

マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインを可能とした。

・ マイナポータルの「お知らせ」機能の活用

マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、以下の情報を他の行政機関に係る情報と併せて一元的に閲覧可能とする。

- ・ e-Taxのメッセージボックスに格納している情報
(予定納税額や振替納税利用金融機関名等の申告に関する情報)【2019年1月実施予定】
- ・ 各種説明会の開催案内等の情報【2019年9月実施予定】

○ 認証手続の簡便化

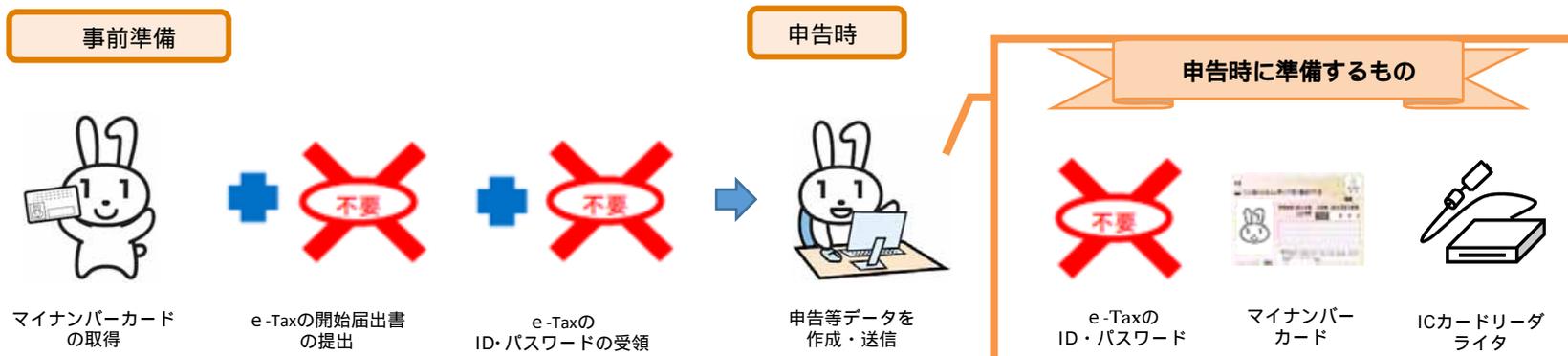
・ 更なる本人確認手続の簡便化【内閣官房における検討結果を踏まえ対応】

電子的な本人確認手続については、「デジタル・ガバメント実行計画」(2018年1月16日eガバメント閣僚会議決定)において、内閣官房において2018年度を目途に「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」(2018年8月31日CIO連絡会議決定)の見直しを行い、各府省は、当該見直しを踏まえ、保有する手続における本人確認等の手法の見直しを実施することとされた。

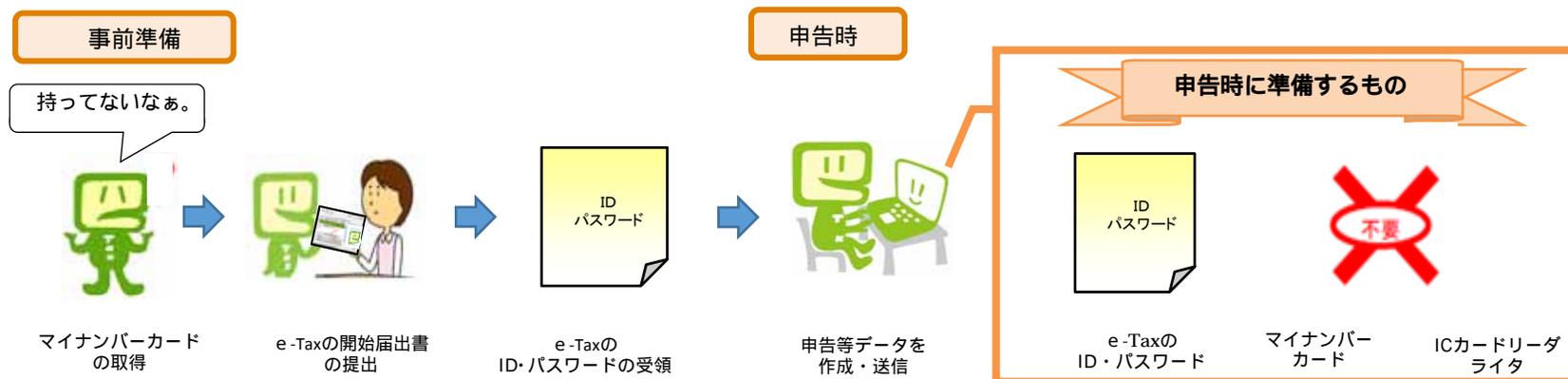
財務省としても、上記政府方針に沿って、内閣官房における検討結果を踏まえ、e-Taxにおける更なる本人確認手続の簡便化について、関係省庁と協議しつつ適切に対応する。

～ 平成31年(2019年)1月以降のe-Taxの利用イメージ～

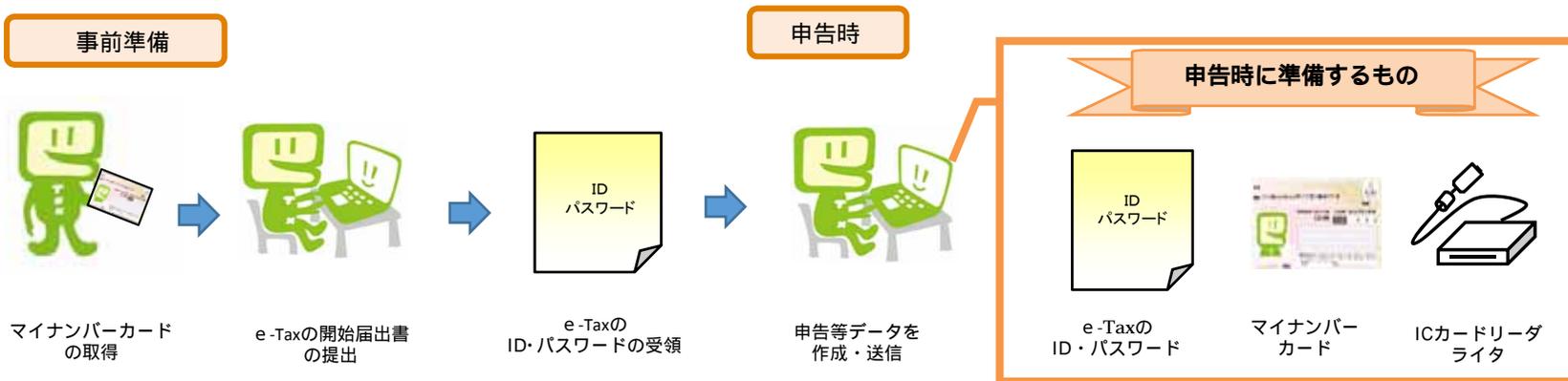
マイナンバーカード方式



ID・パスワード方式



現行方式



- (3) 地方税との情報連携の徹底 (1)

○ 電子的提出の一元化等

- ・ **給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化の推進**
2017年1月以降、国税当局と地方税当局それぞれに提出している給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、eLTAXによるデータの一括作成及び電子的提出の一元化を可能としたところ、この取組を引き続き推進する。
- ・ **法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化**
【総務省と連携して2020年3月実施予定】
法人納税者が設立又は納税地異動等の際に国税当局と地方税当局それぞれに提出している各種届出書等について、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とする。



→法人の設立については次ページ参照

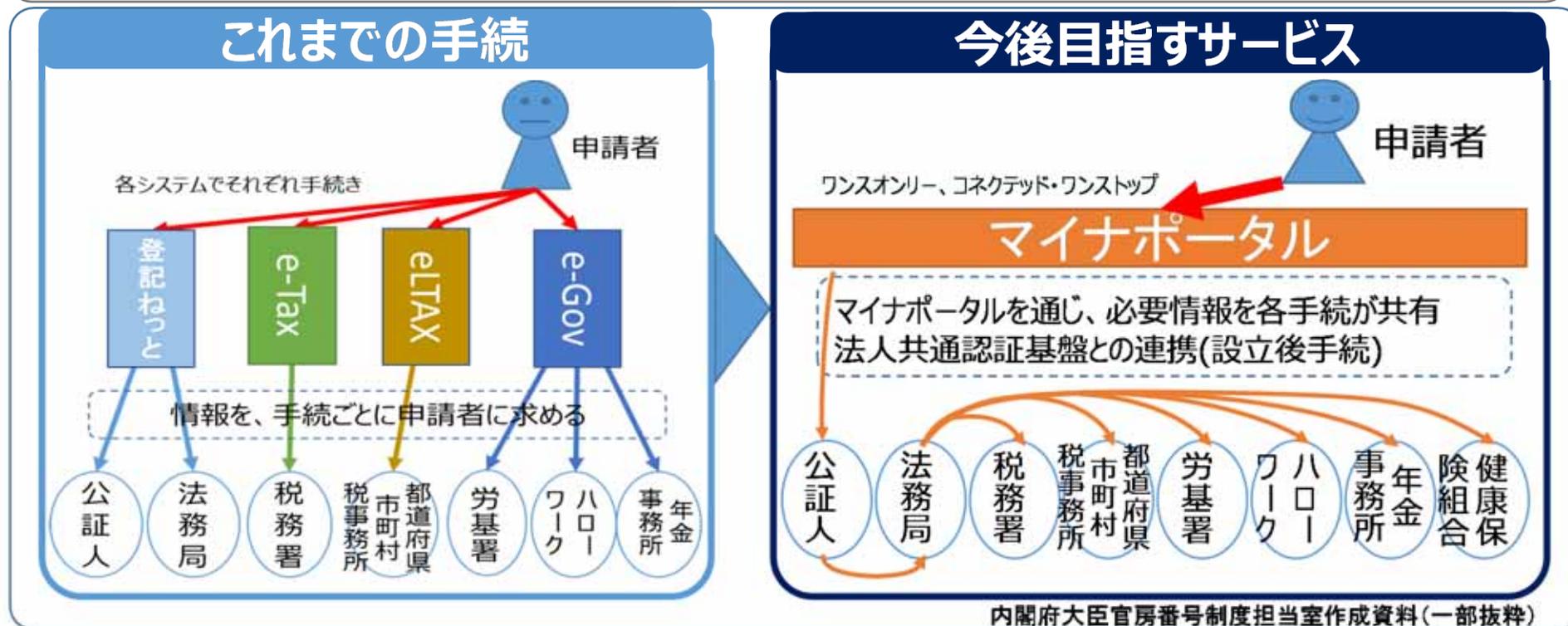
マイナポータルを活用したワンストップサービス

<税制調査会(2018年10月10日)資料抜粋>

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

- 平成31(2019)年度中:設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- 平成32(2020)年度中:定款認証・設立登記も含めたワンストップサービスを開始。



○ 企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

上記施策と並行し、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンズオンリー化を目指す。

- 平成30(2018)年度中:企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンズオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。
- 平成32(2020)年度~:従業員のライフイベントに伴う手続のオンライン・ワンストップ化を順次開始。

- (3) 地方税との情報連携の徹底 (2)

○ e-TaxとeLTAXの連携

・ e-TaxとeLTAXの仕様の共通化の推進【2017年度以降順次実施】

e-TaxとeLTAX双方の利便性を向上させるため、民間ソフトベンダーの開発環境を改善する観点から、e-TaxとeLTAXとの間で利用可能な文字、システム改修のリリース日、仕様書の記載方法等の統一化について、民間ソフトベンダー各社のニーズ等を踏まえつつ検討を行い、順次対応を進める。

・ e-TaxソフトとeLTAXソフト(PCdesk)との連携の推進

【総務省と連携して2020年3月実施予定】

電子的提出の一元化等に掲げる開廃業・異動等に係る申請・届出手続など、利用者ニーズの高い手続について、e-TaxとeLTAX双方のソフト間の連携等を図る。





今後とも引き続き、
税務手続の電子化等
の推進にご協力よろしく
お願いいたします！

